

「ケーブルプラス電話」に関する重要説明事項

本説明事項(重要)は「ケーブルプラス電話」に関するものです。

(1) サービス名称・区分

ケーブルプラス電話・(IP電話サービス)

(2) 本サービスを提供する会社

KDDI株式会社

(3) お問い合わせ先

お電話でのお問い合わせ先

- ・サービス内容 → **0120-173734** (平日 9:00 ~ 18:00)
- ・接続・設定・故障 → **0120-929-517** (24時間受付)

インターネット/メール等でのお問い合わせ先

<http://www/cns-tv.co.jp> (※ケーブルネット鈴鹿 ホームページ内お問い合わせホーム)

(4) ご留意事項

① サービスについて

- 料金やサービスは、改善等のため予告なく変更する場合があります。
- 記載の内容は2013年10月1日現在の情報です。

② 請求についてのご注意

- 本サービスのご利用料金はお申込みいただいた株式会社ケーブルネット鈴鹿から請求させていただきます。消費税の計算方法は、株式会社ケーブルネット鈴鹿の定める方法となりますので、本紙の記載表示額の合計とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ※国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生月の翌月にKDDIからご契約者に直接送付させていただきます。

③ 他社料金についてのご注意

- 他社料金(NTT東日本・NTT西日本料金等)につきましてはあくまでも目安となります。また、NTT東日本・NTT西日本工事費につきましては、お客様宅内等の状況により記載の内容とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

④ 個人情報のお取り扱いについてのご注意

- KDDIが本サービスのお申込みに際して取得する個人情報につきましては、本サービスの提供、料金請求業務、KDDI既存サービス・新サービスのご案内、アンケート調査の実施、利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、サービスの開発・評価・改善、その他契約約款等に定める目的に利用いたします。

⑤ その他

- 本紙に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

(5) サービス内容

- 国内加入電話、国際、携帯電話・PHS、IP電話等向け通話をご利用いただけます。
- 現在お使いのNTT東日本・NTT西日本等の電話番号を継続して本サービスでご利用(以下、「番号ポータビリティ」といいます)いただけます。詳細については「(8)-1 番号ポータビリティをご利用の場合」をご確認ください。
- 「110(警察)」「118(海上保安庁)」「119(消防)」への発信が可能です。
- 本サービスはISDNをご利用いただけません。
- 停電時はご利用になれません(携帯電話やPHS、または、お近くの公衆電話をご利用ください)。

(6) 契約・お申込みについて

- このお申込みによる契約は、KDDIのケーブルプラス電話サービス契約約款によるものとします。
- お申込みを受付した場合でもKDDIの設備の都合により、本サービスをご利用いただけないことがあります。
- 110番、119番非常通報装置(注)は本サービスに接続できません。
(注)非常ボタン等を押すことにより110番(警察)、119番(消防)へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。
- 緊急通報等を行う自動通報装置(電話機)(※)は機能や設定される通話先の電話番号等によりご利用いただけない場合がありますので、本サービスにお申込みいただけません。
※主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行なうことができるものペンダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。
- 本サービスはネットワークの保守メンテナンス等により、サービスをご利用いただけない場合があります。
- お申込者が未成年の場合は、親権者の同意を得た上でお申込みください。
- お申込者は、この契約に基づく契約者の権利を第三者に譲渡することはできません。

(7) 緊急通報(110/118/119)について

- 「110(警察)」「118(海上保安庁)」「119(消防)」へダイヤルした場合は、ご契約者の住所・氏名・電話番号が接続相手先(警察、海上保安庁、消防)に通知されます(一部の警察・海上保安庁・消防を除く)。なお、回線毎の非通知設定が適用されませんので、通知を拒否される場合は、一通話毎に「184」を付けてダイヤルしてください。

(8) 電話番号の継続利用について

(8)-1. 番号ポータビリティをご利用の場合

- NTT東日本・NTT西日本およびNTT東日本・NTT西日本以外の事業者(以下、「他社」といいます)から本サービスへの番号継続に際し、現在ご利用中の電話サービスは終了(NTT加入電話、INSネット64は休止、NTT加入電話・ライトプラン、INSネット64・ライトおよび他社の電話サービスは解約)となり、現在ご利用中の電話サービスにおける付加サービスは解約となります。NTT東日本・NTT西日本および他社への手続きはKDDIが代行して行ないます。お客様からの手続きは必要ありません。また、本サービスへの番号移転に際し、移転元事業者より連絡がある場合がございます。
※NTT加入電話、INSネット64からの番号継続の場合は休止工事費2,000円(税抜)が別途NTT東日本・NTT西日本よりお客様に請求されます。
※他社からの番号継続の場合は他社が定める提供条件により、解約に関わる費用(工事費など)が発生する場合がありますので、現在ご利用のサービス提供会社へご確認ください。
- NTT東日本・NTT西日本による電話番号継続利用の設定完了をもって本サービスの利用開始となります。
- NTT東日本・NTT西日本等の電話サービス等に関する契約者情報(本人性確認結果、質権の設定または差押えの有無、提供可否確認結果および提供不可理由などにかかわるもの)をNTT東日本・NTT西日本等がKDDIに対して提供することについて、お申込者(お申込者と電話契約者が異なる場合は、お申込者および電話契約者)に同意いただきます。
- 番号継続についてNTT加入電話等の契約者(名義人)の同意を得た上でお申込みください。

●番号ポータビリティは以下の条件に合致した場合にご提供可能となります。

- NTT東日本・NTT西日本が契約者に提供する一般加入電話(電話サービス)およびISDN(総合デジタル通信サービス)であること。または、NTT東日本・NTT西日本の一般加入電話およびISDNからの番号ポータビリティによりKDDIが別に定める他社サービスをご利用であること。
- 現在ご利用者が使用している電話番号であり、ご利用場所の変更がないこと(ご利用場所が異なる場合、番号ポータビリティをご利用いただけない場合があります)。
※番号ポータビリティをご利用いただけない場合はKDDIより新しい電話番号を提供いたします。
- 共同電話、支店代行電話、公衆電話、臨時電話で利用中の回線の番号継続はお申込みできません。
- ADSLサービス、お申込み電話番号に付随する各種割引サービスをご利用の場合は定額料金が発生する場合がありますので、必ず解約の手続きを行なってください。
- インターネット接続サービスと合わせてご利用の場合など、電話サービス以外のサービスの取扱いについては、現在ご利用のサービス提供会社へお問い合わせください。
- 現在INS64をご利用の場合、ISDNの各種機能、ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。また、DSU、TA(ターミナルアダプタ)は本サービスではご利用いただけません。
- NTT東日本・NTT西日本の加入電話、INSネット64の休止に伴い、NTT東日本・NTT西日本より休止連絡票(「利用休止のお知らせ」)がお客様に送付されます。休止連絡票(「利用休止のお知らせ」)は、再度NTT東日本・NTT西日本をご利用の際等に必要となりますので、大切に保管してください。
※他社からの番号継続の場合は休止連絡票(「利用休止のお知らせ」)が送付されることはありません。
- NTT東日本・NTT西日本の加入電話、INSネット64の利用休止期間は原則5年です。ただし、お客様のNTT東日本・NTT西日本への申告により5年単位で期間の更新が可能です。延長を行わない場合、更に5年を経過した時点で権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはNTT東日本・NTT西日本にお問い合わせください。
- レンタル電話等の機器リースをご利用の場合は、ケーブルプラス電話の開通日までに、NTTファイナンス(株)(連絡先:0120-866-612)へご連絡ください。またNTT東日本・NTT西日本から単体電話機(黒電話・カラー電話機・プッシュホン)をレンタルされている場合は、ケーブルプラス電話をお申込みいただく前に、必ずNTT東日本・西日本(116)へ「買い取り」または「レンタル終了(NTTへの返却)」をご連絡ください。

(8)-2. ADSL one 電話サービス/メタルプラス電話/auひかり電話サービスからの切替をご利用の場合

- ADSL one 電話サービス/メタルプラス電話(「ご家庭用」「事業所用単回線」)から本サービスへの番号継続に際し、ADSL one の電話サービス、ネットサービス及び050番号サービス(KDDI-IP電話)またはメタルプラス電話及びau one netダイヤルアップ(メタルプラス電話コース)は解約となります。解約手続はKDDIが行いますので、お客様からの手続は必要ありません。
- auひかり電話サービスから本サービスへの番号継続に際し、auひかり電話サービスは自動解約となります。解約手続はKDDIが行いますので、お客様による手続は必要ありません。
※auひかりネットサービス・テレビサービスの取扱いについては、KDDIまたはご契約のプロバイダへお問い合わせください。
- ADSL one 電話サービス/メタルプラス電話/auひかり電話サービスでご利用中の付加サービスも解約となりますので、本サービス申込時に改めてお申し込みください。なお、電話帳掲載につきましてはも改めてお申し込みが必要になります。
※付加サービスのうち「KDDI電話 au で着信確認」サービスのみ、メタルプラス電話/auひかり電話サービスでの登録情報が自動的に引き継がれます。
- ADSL one 電話サービス/メタルプラス電話/auひかり電話サービスからの番号継続は、以下の条件に合致した場合に可能となります。
・ADSL one/メタルプラス電話/auひかり電話サービスのご利用場所とケーブルプラス電話のご利用場所が同一住所であること(ご利用場所が異なる場合、番号継続が出来ない場合があります)。
※番号継続が出来ない場合、KDDIより新しい電話番号を提供いたします。
- KDDIメタルプラス(事業所用複数回線)をご利用のお客様については、番号継続はご利用いただけません。

(9) 本サービスの機能について

- ご利用いただけない通話・通信先がございます(詳しくは「【別表1】接続可否」をご参照ください)。
 - 「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信はできません。ACR機能は停止して利用することをお勧めします。
※「0088」等の事業者識別番号の後に国内・携帯・国際(自動ダイヤル)等の本サービスで提供可能な電話番号をダイヤルした場合、本サービスのご利用となりその通話料金が適用されます。
 - 以下の機能・各種サービスはご利用いただけません(詳しくは「【別表2】ご利用いただけない機能・サービス」をご参照ください)。
- | 通信機能・サービス | |
|---------------------------|---------------------------------|
| ISDN | ユーザー情報通知(UUI) |
| G4 FAX通信/スーパーG3 FAX通信 | オフワーク通信サービス(電話回線を利用した自治体の防災放送等) |
| パケット通信 | ノーリング通信サービス(電気/ガス/水道等遠隔検針・制御) |
| | 信号監視通信サービス(セキュリティサービス等) |
| 通話機能・サービス | |
| トリオホン | マジックボックス・ボイスワープセレクト等 |
| でんわぼん | ボイスワープの一部機能 |
| ナンバーお知らせ136、空いたらお知らせ159 | 電話機能付インターホン(ドアホン) |
| プッシュ回線の短縮ダイヤル機能 | |
| 電話番号に関する機能・サービス | |
| 二重番号サービス | 代表組み |
| i・ナンバー | ダイヤルイン |
| KDDI又は他社が提供する機能・サービス | |
| ADSLサービス | i FAX |
| マイラインサービス(マイライン・マイラインプラス) | トークンダイヤル |
| お申込み電話番号に付随する各種割引サービス | |
- ※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけない場合があります。

機能・サービス	備考
モデム通信等	ガス・電気・水道等の遠隔検針 セキュリティサービス ダイヤルアップによるインターネット接続 その他モデム通信
	発信先の電話番号、通信方式によりご利用いただけない場合があります。必要に応じてサービス提供者や製造会社へお問合せください。

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

※FAXは概ねご利用いただけません。

(10) 104 番号案内および電話帳への掲載手続きについて

- 104 番号案内と電話帳への番号掲載をご利用いただけます。
 - ※電話帳は NTT-B J が発行するハローページおよびタウンページへの掲載となり、掲載者名はご契約者名となります。

(11) 電話帳の配布について

- 電話帳の配布(有料)を希望される場合は、別途タウンページセンター(連絡先:0120-506-309)へご連絡願います。

(12) ご利用料金

(12)-1. 料金に関するご注意

- 本サービスのご利用料金はお申込みいただいた株式会社ケーブルネット鈴鹿から請求させていただきます。
 - ※国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月に KDDI からご契約者に直接送付させていただきます。
- 請求書の発行時期、料金のお支払い方法については、株式会社ケーブルネット鈴鹿の定めるところによります。
- 基本料についてはご利用開始月および解約月については日割料金となります。また、付加サービス利用料についてはご利用開始月は無料(月途中加入の場合)、解約月は全額のご請求となります。ただし、基本料・付加サービス利用料について同じ月にご利用開始と解約を行なった場合は全額のご請求となります。
- ユニバーサルサービス料については毎月月末時点においてご契約中のお客様に全額をご請求させていただきます。
- 実際の請求時の消費税の計算方法は、株式会社ケーブルネット鈴鹿の定める方法となりますので、本紙に記載する料金の表示額の合計とは異なる場合があります。
- 本紙に記載する料金とは別に、開通または解約の際に株式会社ケーブルネット鈴鹿が設定する工事費等がかかる場合があります。詳しくは株式会社ケーブルネット鈴鹿にお問い合わせください。
- 保守費用につきましては実費を請求させていただきます。
- キャンペーンの適用は、1 設置場所につき 1 回限りとさせていただきます。

(12)-2. 月額利用料

a. 基本料

基本料	1,330 円(税抜)
-----	-------------

b. その他料金

通話明細発行注1)	100 円(税抜)
-----------	-----------

注1) 通話明細は KDDI よりご契約者に送付させていただきます。

(12)-3. 通話料

種別	通話料(税抜)	
ケーブルプラス電話向け通話	無料	
「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE」「ケーブルフォン」向け通話注1)	無料	
国内加入電話向け通話	市内通話 8 円/3 分 県内市外通話注2)	
	県外通話注2)	15 円/3 分
国際通話注3)	ダイヤル通話	例:アメリカ本土宛 9 円(免税)/1 分 フィリピン宛 35 円(免税)/1 分 中国宛 30 円(免税)/1 分
携帯電話向け通話	au 宛	15.5 円/1 分
	au 以外宛	16 円/1 分
PHS 向け通話		10 円/1 分 別途 10 円/1 通話
IP 電話向け通話		10 円/3 分
020 番号宛通話注4)		10 円/40 秒 別途 40 円/1 通話
特別番号への通話	時報	8 円/3 分
	天気予報	市内・県内市外 8 円/3 分 県外 15 円/3 分
	番号案内	100 円/案内
	電報	NTT 東日本・NTT 西日本設定料金
	災害用伝言ダイヤル	8 円/1 分
	ナビダイヤル(NTT コミュニケーションズ)	NTT コミュニケーションズ設定料金
	テレドーム(NTT コミュニケーションズ)	NTT コミュニケーションズ設定料金

注1)「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE」は株式会社ジュビターテレコムが提供する電話サービス、「ケーブルフォン」は福井ケーブルテレビ株式会社、さかいケーブルテレビ株式会社提供の電話サービスです。

注2) 県内・県外の区分は郵政省令第 24 号(平成 11 年 7 月 1 日施行)によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分上とは異なる場合があります。

注3) その他対地、オペレータ通話の通話料についてはお問合せいただくか、KDDI のホームページ(<http://www.kddi.com/cable/index.html>)でご確認ください。

注4) 東京テレメッセージ株式会社の 020 番号を用いたサービス(D-FAX)のみ接続可能です。

(12)-4. ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関(TCA)が公表する認可料金の相当額
-------------	----------------------------------

※ユニバーサルサービス料は、1 電話番号毎に請求させていただく月額料金です。
※認可料金は、ユニバーサルサービス支援機関が原則 6 ヶ月ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくは支援機関のホームページをご参照ください。(http://www.tca.or.jp/universalservice/)
※なお、ユニバーサルサービス制度やお客様への請求につきましては、以下 URL をご参照ください。
(<http://www.kddi.com/corporate/kddi/kokai/universal/index.html>)

(12)-5. 手続きに関する料金

a. 初期費用

契約料	キャンペーンにより無料
番号ポータビリティ	キャンペーンにより無料

b. その他料金

番号変更	1 手続きあたり 2,000 円(税抜)
------	----------------------

※加入月の翌月末日までの番号変更は無料です。

(12)-6. 付加サービス利用料

サービス名	月額利用料(税抜)
割込通話(キャッチホン)	300 円
発信番号表示(ナンバー・ディスプレイ)	400 円
番号通知リクエスト(ナンバー・リクエスト)注1)	200 円
割込番号表示(キャッチホン・ディスプレイ)注2)	100 円
迷惑電話撃退(迷惑電話おことわりサービス)	700 円
着信転送注3)	500 円
KDDI 電話 au で着信確認注4)	無料

注1) 発信番号表示の契約が必要です。また、利用にあたり利用開始の設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認ください。

注2) 割込通話・発信番号表示の契約が必要です。

注3) 申込後、転送先電話番号・転送パターンの設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認ください。

注4) 申込後、着信通知先に登録した au 携帯電話から利用開始の設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認ください。なお、一部の機種では本サービスはご利用いただけません。

(12)-7. 割引料金

① ケーブルプラス電話 au ケータイセット割

概要	KDDI に登録されたご契約者の連絡先電話番号に au 携帯電話番号が登録されている場合、ケーブルプラス電話と au 携帯電話のご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、基本料(定額利用料)より毎月 100 円(税抜)を減額いたします。 ※その料金月の月末において、対象の au 携帯電話が解約・休止などの場合、本割引の対象外となります。 ※ケーブルプラス電話契約と対象の au 携帯電話契約を含む「au スマートバリュー」の割引グループにおいて、対象の au 携帯電話契約者が「au スマートバリュー」の適用を受けている場合、本割引の対象外となります。 ※KDDI に登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更(*)があった場合、あらかじめ届出が必要です。届出されていなかった場合、本割引の対象外となることがあります。 ※携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます 注) au 携帯電話には沖縄セルラーも含みます。また、au ぶりペイド (au プリペイド式携帯電話) は対象外となります。
注意事項	・解約やキャンペーンの適用等により基本料(定額利用料)が 100 円(税抜)に満たない場合は差額のご返金はいたしません。 ・「ケーブルプラス電話 au ケータイセット割」の適用について株式会社ケーブルネット鈴鹿に通知されることについて、承諾していただきます。

② au まとめトーク(ケーブルプラス電話からの発信通話について)

※au ケータイからの発信通話については au → 自宅の適用条件によります。

概要	KDDI に登録されたご契約者の連絡先電話番号に au 携帯電話番号が登録されている場合、ケーブルプラス電話と au 携帯電話のご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、以下の通話につき通話料相当額を割引し、無料といたします。 ① au ひかり 電話サービス(*)・au ひかり ちゅら 電話サービス・ADSL one 電話サービス(*)・メタルプラス電話・au one net の 050 電話サービス(KDDI-IP 電話)・コムファ光電話(*)への国内通話 ② au 携帯電話 (au ぶりペイド含む) への国内通話(グローバルパスポート対応機種への国外通話の場合、発信元は無料ですが、着信先に通話料がかかります) ※1) 付加サービスの 050 電話サービスを含みます。 ※その料金月の月末において、対象の au 携帯電話が解約・休止などの場合、本割引の対象外となります。 ※KDDI に登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更(*)があった場合、あらかじめ届出が必要です。届出されていなかった場合、本割引の対象外となることがあります。 ※2) 携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます。 注) au 携帯電話には沖縄セルラーも含みます。また、特に記載がある場合を除き、au ぶりペイド (au プリペイド式携帯電話) は対象外となります。
注意事項	・本割引の適用について株式会社ケーブルネット鈴鹿に通知されることについて、承諾していただきます。

(12)-8. キャンペーンについて

① 初期費用無料キャンペーン

お申込み受付期間	2013 年 10 月 1 日から 2014 年 3 月 31 日までの期間中にお申込みいただいたお客様
お申込み対象者	ケーブルプラス電話にご加入いただいたお客様
概要	ケーブルプラス電話の加入に関わる初期費用(契約料、番号ポータビリティ)が無料となります。
注意事項	本キャンペーンの適用は 1 設置場所につき、1 回限りとさせていただきます。

(13) 宅内機器について

- 本サービスをご利用の際は、ご利用の株式会社ケーブルネット鈴鹿が設置する宅内機器を KDDI が指定する方法に則って接続してご利用ください。指定外の機器に交換したり、指定外の接続をされる場合、約款の規定に反する行為とみなしサービスの提供をお断りする場合があります。
- 宅内機器の電源は、常に ON の状態でご利用願います。電源が OFF の状態で発信/着信ができなくなりますのでご注意ください。
- 本サービスは、宅内機器と接続された電話機からのみご利用いただけます。
- 宅内機器の仕様は、予告無く変更となる場合があります。
- 宅内機器には動作ソフトの自動バージョンアップ機能があります。バージョンアップの際には、機器の起動に時間を要したり、機器が再起動することがあります。また、再起動するとサービスが一旦停止します。
- 宅内機器に故障が生じた際はご利用の株式会社ケーブルネット鈴鹿が交換・修理対応をいたしますが、お客様責任による故障・紛失の場合は実費請求いたします。
- 宅内機器をラジオなどの電波を受信する機器の近くで使うと、受信障害(ノイズ)を引き起こすことがあります。このような場合は、宅内機器とラジオなどを離してご使用ください。

(14) 本サービスの解約について

- 本サービスを解約される場合にはご利用の株式会社ケーブルネット鈴鹿(お客様センター、0120-173734、平日 9:00~18:00)へお申し出ください。また、転居に伴う解約に際し、転居先において au ひかり 電話サービス、メタルプラス電話へご加入予定で、その際現在の電話番号の継続利用を予定されている場合は、その旨を必ず株式会社ケーブルネット鈴鹿へお申し出ください。
- 宅内機器等については、株式会社ケーブルネット鈴鹿にて撤去工事を行ないます。
- 番号ポータビリティにてご利用いただいていた本サービスの電話番号を NTT 東日本・NTT 西日本等で継続してご利用される場合は(以下、「他社への番号ポータビリティ」といいます)、NTT 東日本・NTT 西日本等へ事前に「番号の継続利用希望の旨」をご申請ください。なお、KDDI より提供した電話番号を本サービスでご利用の場合、他社への番号ポータビリティはお申込みいただけません。
- 他社への番号ポータビリティの場合、NTT 東日本・NTT 西日本での電話番号継続利用の設定完了後、本サービスはご利用いただけなくなります。(ご申告いただいていたから変更先事業者での手続き完了までは本サービスでのご利用となります。)
- 他社への番号ポータビリティにあたり、電話番号の継続利用に要する期間および料金等については各社にご確認ください。

[別表1] 接続可否

発着区分	種別	ダイヤル	接続可否	説明	備考
1XYの3桁番号サービス(一部4桁)		100	×	100番通話	
		102	×	非常・緊急扱い電話	
		104	○	番号案内	DIAL104(番号案内後、案内された番号にそのままつながるサービス)はご利用いただけません。
		106	×	コレクトコール(オペレータ)	
		108	×	自動コレクトコール	
		110	○	警察(緊急呼)	
		111	×	線路試験受付	
		112	×	共同加入者受付	
		113	×	故障受付	NTT東日本・NTT西日本の故障受付にはつながりません。
		114	×	話中調べ	
		115	○	電報受付	
		116	×	営業受付	NTT東日本・NTT西日本の営業受付にはつながりません。
		117	○	時報	
		118	○	海上保安(緊急呼)	
		119	○	消防(緊急呼)	
		121	×	クレジット通話サービス	
		122	○	固定優先解除	122をダイヤルした後に続けて本サービスでご利用可能な事業者識別番号(0091で始まる番号を除く)をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたこととなります。
		125	×	でんわ会議	
		134	×	ダイヤルQ2/パスワード	
		136	×	ナンバーアナウンス	
		141	×	でんわばん、二重番号サービス	
		142	○	着信転送 [KDDI付加サービス]	KDDIの「着信転送」サービスの設定変更が可能です。
		144	○	迷惑電話撃退 [KDDI付加サービス]	KDDIの「迷惑電話撃退」サービスの設定変更が可能です。
		145	×	キャッチホン2	
		146	×	キャッチホン2	
		147	×	ボイスワープセレクト、なりわけサービス	
		148	○	番号通知リクエスト [KDDI付加サービス]	KDDIの「番号通知リクエスト」サービスの設定変更が可能です。
		149	×	DDX-TP	
		1540	○	KDDI電話 auで着信確認 [KDDI付加サービス]	KDDIの「KDDI電話auで着信確認」サービスの設定変更が可能です。
		159	×	空いたらお知らせ	
		161~167	×	ファクシミリ通信網等	
		171	○	災害用伝言ダイヤル	
		177	○	天気予報	
	184-	○	発信者番号通知拒否		
	186-	○	発信者番号通知		
	189	×	ダイヤルQ2		
010から始まる電話番号サービス		010-	○	国際電話	
		020-	△	ポケベル等	東京テレメッセージ株式会社が提供する020番号を用いたサービス(D-FAX)のみ接続可能です。
		050-	○	IP電話	ほぼ全てのIP電話事業者と通話可能です。
		060-	×	UPT	
		070-	○	PHS	

電話をかける場合

発着区分	種別	ダイヤル	接続可否	説明	備考
電話をかける場合		080-090-	○	携帯	
	0AB0の4桁番号サービス	0120-	○	フリーダイヤル フリーコールDX フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。
		0170-	×	伝言ダイヤル	
		0180-	○	テレドーム	
		0190-	×	エンジェルライン/あんないジョーズ	
		0570-	○	ナビダイヤル/アクセスコール/アドコール(0570-300で始まる番号のみ)	ナビダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。
			×	ナビアクセス等	
	0800-	○	フリーダイヤル フリーコールDX フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。	
	0990-	×	ダイヤルQ2		
	00XXの事業者識別番号(KDDI提供)	0077-0070-	○	各種サービス(フリーコール、DODサービス等)	
		0051-0053-1-0053-9-0055-0056-0057-	○	国際オペレータ通話等各種国際電話サービス	
		0077-22-0077-80-0077-48-	○	KDDI DODサービスの一部	
		0053-63-	×	KDDI DODサービスの一部	
		0077-43-	×	KDDI VPネット(仮想専用線サービス)、広域短縮	
		0052-0053-53-	×	KDDI国際電話サービスの一部 国際料金通知、エコノミーホン	
		00XY-	×	「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信(0088フリーコールなど以下に記載のものは除く)	・ACR機能は停止して利用することをお勧めいたします。 ・事業者識別番号の後に国内・携帯・国際(自動ダイヤル)等の本サービスでご利用可能な電話番号をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたこととなります。
		0037-6-0044-0066-0088-	○	0037-6- 着信課金サービス 0044 国際着信課金サービス 0066 国際国内着信課金サービス 0088 フリーコール	
		#ダイヤル番号	×	着信短縮ダイヤル、クイックナンバー等	
		電話を受ける場合	他社サービスの着信	1XYの3桁番号サービス	×
	他社の着信者課金サービスの着信電話としての設定・登録			×	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

[別表2] ご利用いただけない機能・サービス

機能・サービス	注意事項・備考
I SDN	現在INS64をご利用中の場合は以下の点にご注意願います。 <ul style="list-style-type: none"> ・本サービスではI SDNの機能はご利用いただけません。 ・2ch利用はできません。1ch(1回線)での提供となります。 ・I SDN専用電話機やI SDN専用端末はご利用いただけません。 ・DSU、TA(ターミナルアダプタ)を取り外してください。 ・I SDNのサブアドレス着信(相手先電話番号の後に「*」を付けてダイヤルする)等にご利用いただけません。
G4 FAX通信/スーパーG3 FAX通信	G3 FAXは概ねご利用いただけます。
パケット通信	
ユーザー間情報通知(UUI)	
オフトーク通信サービス (電話回線を利用した自治体の防災放送等)	これらのサービスをご利用中、もしくはご不明な場合はお客様ご自身でサービス提供者(ガス会社、警備会社等)へご連絡ください。利用の如何にかかわらず料金が発生する場合があります。
ノーリング通信サービス (電気/ガス/水道等遠隔検針・制御)	
信号監視通信サービス (セキュリティサービス等)	

機能・サービス	注意事項・備考
トリオホン	
でんわぼん	
ナンバーお知らせ136、空いたらお知らせ159	
プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	短縮ダイヤル以外のプッシュホン機能はご利用いただけます。
マジックボックス・ボイスワープセレクト等	
ボイスワープの一部機能	KDDIの転送サービスでは無応答時転送、応答後転送機能はご利用いただけません。
電話機能付インターフォン(ドアフォン)	電話の発着信は利用できなくなりますので、必要に応じて別の電話機をご用意ください。

機能・サービス	注意事項・備考	
サービス 関する機能・サービス	二重番号サービス	
	i・ナンバー	
	代表組み	
	ダイヤルイン	

機能・サービス	注意事項・備考	
KDDI又は他社が提供する機能・サービス	ADSL サービス	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。
	マイラインサービス (マイライン・マイラインプラス)	番号ポータビリティをお申込みの場合、自動的に解約になります。
	お申込み電話番号に付随する各種割引サービス	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。 ※KDDIの電話利用規約・割引サービスについては自動的に解約となります。 ただし、だんぜんトークII等の割引サービスにご加入の電話番号を本サービスに番号ポータビリティで切り替えた場合、当該番号を課金先とするKDDIカードの国際電話ご利用額に25%の割引を適用します。
	iFAX	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。
	トーンダイヤル	

※番号ポータビリティをお申込みの場合、NTT東日本・NTT西日本の付加サービス、割引サービス、フレッツ・I SDN、フレッツ・ADSLは自動的に解約となります。
 ※Bフレッツの課金先電話番号となっている電話番号を番号ポータビリティされる場合は、NTT東日本・NTT西日本から発行されるBフレッツの請求は電話料金の請求とは別になります。
 ※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

ケーブルプラス電話ご利用規約

第1条 (総則)

株式会社ケーブルネット 鈴鹿(以下「当社」といいます。)は、KDD I 株式会社が別に定めるケーブルプラス電話サービス契約約款(以下「約款」といいます。)及びこの「ケーブルプラス電話ご利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、約款で定めるケーブルプラス電話サービス(以下、単に「電話サービス」といいます。)に関する端末設備の提供および当社所定の工事(以下あわせて「本サービス」といいます。)を行います。

2. 本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
3. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、端末設備の提供条件は変更後の規約によります。

第2条 (用語)

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第3条 (本サービスの内容)

本サービスの内容は、次のとおりとします。

- (1) 端末設備貸出サービス
当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる約款別記18で定める端末設備をお客様(第4条に基づき本サービスの利用申込みを当社が承諾した方をいいます。以下、同様とします。)に貸与するサービス
- (2) 工事サービス
電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置の設置に係る工事及び保守等の一部をおこなうサービス。

第4条 (利用契約)

本サービスを利用しようとする方(以下「申込者」といいます。)は、約款等及び本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申し込んで下さい。

2. 当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
3. 当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者とKDD I 株式会社の間において電話サービスに係る契約(以下「電話契約」といいます。)が締結されていない場合。
 - (2) 申込みにあたり申込者が虚偽の内容を当社に申告し、又はその虞がある場合。
 - (3) 申込者が本サービスの料金の支払いを現に怠り、又はその虞がある場合。
 - (4) 過去に、申込者の責めに帰すべき事由により当社と申込者との間において締結していた本サービスの提供を受けるための契約(以下「利用契約」といいます。)が解除され又は申込者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合。
 - (5) その他、本サービスの遂行上又は技術上の支障を生じる虞があると当社が判断する場合。

第5条 (申込みの撤回等)

- 申込者は、申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回を行うことができます。
2. 前項の規定による申込みの撤回は、同項の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。
 3. 第1項の規定により申込みの撤回を行なった者は、実際に支払った工事に関する費用の還付を請求することができます。ただし、予め申込みの撤回をする意思をもって申込みを行なった場合等、申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
 4. 前項の規定にかかわらず利用契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、また完了済みの場合には契約者はその工事に要した費用の全ての費用を負担するものとします。

第6条 (端末設備貸出サービス)

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、約款及び別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、第3条第1項第1号で定める端末設備貸出サービスをお客様に提供します。尚、端末設備の所有権は当社に帰属します。

第7条 (工事サービス)

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置・端末設備の設置に係る工事及び保守等の一部(以下「工事サービス」という)を、当社所定の機器、工法等により当社又は当社が指定する業者が行なうものとします。

第8条 (お客様の工事協力)

お客様は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内等において、当社が電話接続回線、屋内配線及び終端装置・端末設備等を設置する為に必要な場所を無償で提供して頂きます。

2. 当社は、機器の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行う為に、必要があるときは、お客様の承諾を得てお客様が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、お客様はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
3. お客様は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
4. お客様は当社が提供した終端装置・端末設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。契約者は故意又は過失により終端装置・端末設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、当社が別に定める料金を当社に支払うものとします。

第9条 (工事費)

お客様は、当社が工事サービスの実施を完了した場合、当該工事サービスに関する料金(当社が別に定める料金をいい、以下「工事費」という)を当社に支払う義務が発生します。

第10条 (KDD I 株式会社に係る債権の譲渡等)

当社は、お客様に、その「ケーブルプラス電話サービス契約約款」に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDD I 株式会社の債権(以下、「電話サービス料金」という)を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及びKDD I 株式会社は、お客様への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11条 (請求と支払等)

- お客様は、工事費および電話サービス料金を金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日迄に支払いを行なうものとします。
2. 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、お客様は銀行振込又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、お客様の負担とします。
 3. お客様は当社が工事費および電話サービス料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。
 4. お客様が、工事費および電話サービス料金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.5%(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第12条 (利用契約の終了)

- 当社は、お客様が本規約(本規約において準用している規定を含みます。)に違反したときは、何ら事前の通知又は催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。
2. お客様は、利用契約を解約しようとするときは、予め、当社が別途定める方法によりそのことを当社に通知するものとします。
 3. お客様とKDD I 株式会社の電話サービスに係る契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も終了するものとします。
 4. 利用契約の終了に伴い、当社はお客様の電話接続回線の引込み工事に係る施工部分、屋内配線、終端装置・端末設備を撤去し、お客様は工事費を支払うとともに撤去に伴うお客様が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を自己の負担にて行うものとします。

第13条 (利用契約に係る契約者情報の利用)

当社は、お客様の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社が提供する全てのサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第14条 (協議)

お客様及び当社は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

第15条 (合意管轄)

本規約に関し、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、津地方裁判所又は津簡易裁判所を第1審の管轄裁判所とします。

附則

本規約は平成25年11月27日より適用します。

端末設備貸出サービスに関する契約条項

1. ホームゲートウェイ機器の貸出

(1) 当社は、お客様に対し、そのお客様との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1の当社が別途指定するホームゲートウェイ機器(種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものを言います。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。)を無償で貸与します。

2. ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等

(1) 当社は、前項に基づきお客様に貸与するホームゲートウェイ機器をお客様が指定した設置場所(但し、電話サービスの提供を受けられることができる場所に限り、)に設置し、その設置した日からお客様に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与を開始されるものとします。

(2) お客様は、ホームゲートウェイ機器とお客様の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。

(3) ホームゲートウェイ機器とお客様の機器との接続に必要な物品等及びホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、お客様の責任と費用負担で準備するものとします。

(4) 当社はお客様に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性およびお客様の使用目的への適合性については一切担保しません。

3. ホームゲートウェイ機器の使用及び保管等

(1) お客様は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。

(2) お客様は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変し又はお客様が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、お客様は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。

(3) お客様は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器(以下「代品」といいます。)を提供し、お客様は、故障、毀損等の生じたホームゲートウェイ機器(以下「故障品」といいます。)を当社に返却するものとします。

(4) 前項の規定に拘らず、当社は、お客様の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、お客様に対し、別表2「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。

4. ホームゲートウェイ機器の返還等

(1) 利用契約が解除された場合、当社が端末設備を撤去し、お客様は工事費を支払うものとします。

5. 責任の範囲

(1) 当社およびKDDI株式会社(以下「当社等」といいます。)は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失又は毀損等によりお客様が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

(2) 当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由によりお客様の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

(3) 前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由によりお客様が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。

(4) 当社等は、お客様の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態(ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限り、)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社等の故意又は重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

別表1

【工事費】 税抜額

区分	対象者	工事内容	単位	金額
本サービスの利用開始	CATV 既契約者	追加工事	1ケーブルプラス 接続回線ごと	15,000円
	CATV 未契約者	新規工事	1ケーブルプラス 接続回線ごと	15,000円
本サービスの解除	ケーブルプラス 電話契約者	撤去工事	1ケーブルプラス 接続回線ごと	5,000円

別表2

【ホームゲートウェイ機器購入代金相当額】 1 端末ごとに

ホームゲートウェイ機器購入代金相当額	税抜額 20,000円
--------------------	-------------